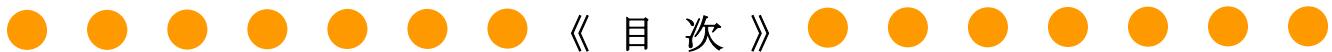


# 留萌市の環境

～ 令和6年度版 ～



～ 美しい故郷を未来の世代に引き継ぐために ～



## 《 目 次 》

### 第1章 環境施策

1. 留萌市環境基本条例	1
2. 留萌市環境基本計画	1
3. 留萌市地球温暖化防止実行計画	1
4. 環境学習講座	2
5. 環境の日・環境月間	2
6. お茶の間トーク	2
7. 留萌の街をきれいにする週間	3
8. クリーンアップ日本海	3
9. デコ活	4
10. 環境緑地保護地区、自然環境保護地区	4

### 第2章 環境調査事業

1. 水質関係	5
2. 大気関係	9
3. 騒音、振動関係	10
4. 土壌関係	11
5. 悪臭関係	11
6. 公害苦情処理の状況	11

### 第3章 一般廃棄物の状況

1. 一般家庭ごみ収集実績	12
---------------	----

# 第1章 環境施策

## 1. 留萌市環境基本条例

地球温暖化や廃棄物をはじめとした今日の環境に関する問題は深刻となっており、これらに対処していくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄といった経済社会のあり方や、私たちのライフスタイルそのものを見直していく必要があります。

留萌市では現在の環境をより良く、さらに健全で恵み豊かなものにするため市民、事業者、市が自らの課題と考え、連携・協力し積極的に環境保全に取り組んでいくことで環境への負荷を減らし、将来を担う子どもたちが安心して暮らせる社会をつくるために、平成15年3月に「留萌市環境基本条例」を制定し、同年4月1日から施行しています。

本条例は「留萌の街をきれいにする週間」、「環境の保全と調和した農業及び漁業の促進」、「環境美化の推進」、「快適な冬の生活環境の保全及び創造」など地域に密着した内容が盛込まれています。

私たちが健康で文化的な生活を営むためには、健全で恵み豊かな環境を保全する必要があり、さらにこれらを将来の世代へ受け継いでいくことが求められています。

## 2. 留萌市環境基本計画

今日の環境問題は複雑かつ多様化しており、環境への負荷の要因は事業活動に伴うものばかりではなく、日常生活の営みの中で必然的に生じるものもその多くを占めるといわれています。

本市においては、環境保全の枠組みを示す留萌市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「留萌市環境基本計画」を策定し、平成18年4月から施行しています。

(現在は第2期留萌市環境基本計画として平成29年4月1日から施行)

本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、条例で定められた4つの基本理念を実現することを目的とし、また、望ましい環境像を、美しい故郷を未来の世代に引き継ぐために「環境意識の高い市民が集う快適環境都市るもい」としています。

計画策定後は、計画の周知を図るとともに、日常生活の中でできる環境保全行動（ライフスタイル）の啓発や、環境意識の向上に努めています。

## 3. 留萌市地球温暖化防止実行計画

国では地球温暖化対策の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、地球温暖化対策計画を定めています。留萌市でも同法第21条第1項の規定に基づき、平成20年3月に留萌市地球温暖化防止実行計画を策定し、現在は令和3年度に策定した第3次留萌市地球温暖化防止実行計画【事務事業編】(計画期間：令和8年度まで)及び令和6年度に策定した留萌市地球温暖化防止実行計画【区域施策編】(計画期間：令和12年度まで)を推進しています。

事務事業編では、留萌市が実施する事務・事業に関し、平成25年度を基準とし、令和8年度までの間で二酸化炭素の排出量を25%削減、第2次実行計画から対象となった施設は、平成29年度を基準とし、12%削減することを目標としており、令和6年度では平成25年度比で31.8%、平成29年度比で19.9%削減されました。また、区域施策編では留萌市全域を対象とし、令和12年度において、基準年度である平成25年度の46%削減することを目標としています。

#### 4. 環境学習講座

留萌環境ネットワークとの協力により、健全で恵み豊かな留萌の環境を将来の世代へつなげていくため、市民の自発的な環境保全に関する取り組みの推進を図ることを目的に「市民環境学習講座」を開催しています。

令和6年度は、ドイツ出身であり、札幌市環境保全アドバイザーを務めるフルスト・ビルギット・ビアンカ氏を講師に招き、「ドイツのSDGsへの取り組。前向きで楽しいエコライフスタイル」をテーマとした講座を開催しました。約30名の市民が普段聞くことのできないドイツの取り組みを学ぶことができ、ドイツのエコライフスタイルについて関心を持たれた方が多くいました。



#### 5. 環境の日・環境月間

「環境の日」とは、1972年6月5日からスウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたもので、国連では6月5日を「世界環境デー」とし、日本では、平成5年11月に制定された「環境基本法」によりこの日が定められています。

また、環境省の主唱により、6月の1か月間を「環境月間」とし、全国で環境に関する様々なイベントが行われています。



留萌市では、広く市民や事業者に対し、環境保全についての関心と理解を深め、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めることを目的に、るもいプラザ（令和6年6月6日～6月12日）、中央公民館（令和6年6月13日～6月17日）において、環境パネル展を開催しました。

#### 6. お茶の間トーク

町内会や市内の各種団体から依頼を受け、市役所の各担当職員が意見交換（出前トーク）や新しい制度等の住民説明会（出張トーク）を行っています。

メニューとしては、【有害鳥獣で被害に遭わないために】、【地球温暖化防止対策「クールチョイス」から「デコ活」へ】、【循環型ごみ処理をめざして】の3つとなっており、特に3つ目のメニューで解説するごみの分別については、日ごろから皆さんが疑問に思っている内容や間違が多いごみなどを具体的に説明することで、正しい分別排出の普及を図っています。

令和6年度は【有害鳥獣で被害に遭わないために】のテーマでお茶の間トークを1回開催しました。約20名の参加者に有害鳥獣による被害状況や対策方法等を説明し、有害鳥獣に関する知識の普及を図りました。

## 7. 留萌の街をきれいにする週間

市民及び事業者の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、清潔で住み良い生活環境づくりを目指すため、留萌市環境基本条例第10条において、「留萌の街をきれいにする週間」を春（5月24日～5月30日）と秋（9月24日～10月1日）にそれぞれ定めています。

主な内容としては、町内会や事業所による地域の清掃活動、クリーンステーションの塗装や点検などで、令和6年度の町内清掃には、103団体、3,147人が参加し、8,030kgのごみが回収されました。

【表1－1 町内清掃実施状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加団体	97	88	87	103	103
参加人数	3,378	2,981	3,055	3,113	3,147
回収量	5,500 kg	4,670 kg	5,800 kg	6,910 kg	8,030 kg

## 8. クリーンアップ日本海

日本海地域は優れた景観をもつ海岸線をはじめとした豊かな自然に恵まれていますが、その海岸線は投げ捨てられたごみや海から流れ着いたごみにより景観が損なわれている実態にあることから、日本海地域のイメージアップを図るため、本格的な観光シーズン前の5月30日（ごみゼロの日）に一般市民・町内会・各種団体・民間企業・官公庁の参加による日本海沿岸の清掃作業を実施しています。



令和6年度は、19団体、471名の参加により、4,360kgのゴミが回収されました。

また、近年では、この事業とは別に独自の海岸清掃を行う動きも見られ、海岸における環境保全の意識が定着したものと考えられます。

【表1－2 クリーンアップ日本海実施状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加団体	17	13	15	18	19
参加人数	282	259	396	473	471
回収量	2,410kg	4,010kg	5,210kg	4,010kg	4,360kg

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防のためクリーンアップ日本海は中止したが、代替事業として、海水浴場の開設に合わせ、各海浜公園の清掃を実施。

## 9. デコ活

「デコ活」とは、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を減らす(DEC)脱炭素(Decarbonization)と、環境にやさしい(ECO)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

「電気も省エネ 断熱住宅」「こだわる楽しさ エコグッズ」「感謝の心 食べ残しがゼロ」「つながるオフィス テレワーク」など、暮らしが豊かになり脱炭素などに貢献していくデコ活アクションを展開しています。

留萌市では、市内でのイベントなどを通じ、日常生活において可能な二酸化炭素削減の方法や大きさを啓発しています。令和6年度の小学校での環境学習では、ほくでんネットワーク留萌ネットワークセンター協力の下、デコ活の啓発を行ったところ、授業後には早速、節電に取り組む児童がいたとの報告がありました。



## 10. 環境緑地保護地区、自然環境保護地区

留萌市内には、優れた自然環境を形成し、その保全を図る必要のある地域として「北海道自然環境等保全条例」に基づき指定された地区が4か所あります。

【表1-3 環境緑地保護地区】

地区	指定年月日	面積	特徴
千 望 台	昭和49年3月30日	247.69ha	ナラ、イタヤ等の広葉樹天然林
留萌神社	昭和49年3月30日	0.92ha	神社境内のナラ、イタヤ等の樹林地
幌糠神社	昭和49年3月30日	2.52ha	神社境内のトドマツ等樹林地、ナラ、イタヤ等の広葉樹天然林

※環境緑地保護地区～ 昭和48年12月に制定された「北海道自然環境等保全条例」により指定された地区で、市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区。

建築物や工作物の新・増改築、土地の形質の変更、樹木の伐採などの行為が制限されています。

【表1-4 自然景観保護地区】

地区	指定年月日	面積	特徴
峠 下	昭和49年3月30日	46.84ha	ナラ、イタヤ等の広葉樹天然林

※自然景観保護地区～ 昭和48年12月に制定された「北海道自然環境等保全条例」により指定された地区で、森林、草生地、山岳、丘陵、渓谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区。

建築物や工作物の新・増改築、土地の形質の変更、樹木の伐採などの行為が制限されています。

## 第2章 環境調査事業

### 1. 水質関係

#### (1) 高砂川の状況

市街地を流れる高砂川は、野本町（東光小学校グランド下）から高砂町を経て、留萌川に合流する流路延長約1.5kmの小河川です。

高砂川の水質調査は、生活項目（5項目）と有害項目（9項目）をそれぞれ年1回、上流部と下流部において実施しています。

水質については、下水道の普及などにより基準値内となっており、有害項目についてもこれまで基準値を超えたことはありません。



【表2－1 高砂川水質分析調査（生活項目）】

項目	基準値		R2	R3	R4	R5	R6
水素イオン濃度 (pH)(°C)	6.0～8.5	上流	7.4	7.4	7.7	7.6	7.6
		下流	7.3	7.2	7.5	7.3	7.4
浮遊物質 (SS)(mg/l)	ゴミの浮遊 が認められ ない	上流	2	2	76	27	83
		下流	5	7	8	26	7
溶存酸素 (DO)(mg/l)	2.0<	上流	8.5	7.6	9	8.2	8.5
		下流	7.2	7.3	7.4	7.2	6.5
生物化学的酸素 要求量 (BOD)(mg/l)	10.0>	上流	1.0	1.4	1.3	1.4	1.5
		下流	3.3	1.2	1.6	3.6	1.7
大腸菌数 (大腸菌群数) CFU/100ml (MPN/100ml)	—	上流	1,700	33,000	60	210	25
		下流	280,000	330,000	340	440	360

※環境基準の見直しによりR4年度から「大腸菌数」に変更

【表2－2 高砂川水質分析調査（有害項目）】

項目	基準値		R2	R3	R4	R5	R6
カドミウム(mg/l)	0.001	上流	0.0003 未満				
		下流	0.0003 未満				
全シアン(mg/l)	検出されないこと	上流	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		下流	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛(mg/l)	0.01	上流	0.001 未満				
		下流	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.002	0.001 未満
六価クロム(mg/l)	0.05	上流	0.005 未満				
		下流	0.005 未満				
ヒ素(mg/l)	0.001	上流	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.001	0.001 未満
		下流	0.001	0.001 未満	0.001	0.002	0.001 未満
総水銀(mg/l)	0.0005	上流	0.0005 未満				
		下流	0.0005 未満				
アルキル水銀(mg/l)	検出されないこと	上流	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		下流	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB(mg/l)	検出されないこと	上流	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		下流	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
有機リン化合物(mg/l)	検出されないこと	上流	0.1 未満				
		下流	0.1 未満				

※検出されないことは、測定方法の定量限界を下回ることを言う。

## (2) 副港の状況

副港は、留萌港の最奥部にあり、以前は木材の貯木場として利用されていました。

水質調査は、生活項目（5項目）と有害項目（9項目）をそれぞれ年1回実施しています。

数値については基準値内となっており、有害項目もこれまで基準値を超えたことはありません。

【表2-3 副港水質分析調査（生活項目）】

項目	基準値	R2	R3	R4	R5	R6
水素イオン濃度 (pH)(°C)	6.0～8.5	7.6	7.9	7.7	7.3	7.8
浮遊物質 (SS)(mg/l)	ゴミの浮遊が認められない	6	2	7	6	6
溶存酸素 (DO)(mg/l)	2.0<	7.9	8.2	6.9	7.4	6.8
化学的酸素要求量 (COD)(mg/l)	8.0>	4.2	2.8	3.9	4.9	3.5
大腸菌数 (大腸菌群数) CFU/100ml (MPN/100ml)	—	7,900	1,400	440	130	3

※環境基準の見直しによりR4年度から「大腸菌数」に変更

【表2-4 副港水質分析調査（有害項目）】

項目	基準値	R2	R3	R4	R5	R6
カドミウム(mg/l)	0.001	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
全シアン(mg/l)	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛(mg/l)	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.001未満
六価クロム(mg/l)	0.05	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
ヒ素(mg/l)	0.01	0.001未満	0.001	0.001	0.001	0.001
総水銀(mg/l)	0.0005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB(mg/l)	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
有機リン化合物 (mg/l)	検出されないこと	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満

※検出されないことは、測定方法の定量限界を下回ることを言う。

### (3) 地下水の状況

明元町3丁目で湧き出ている地下水の水質検査は有害項目（3項目）を年1回8月に実施しています。

水質については、各項目とも基準値以下の数値となっています。

▼地下水採水の状況



【表2－5 地下水水質分析調査】

項目	基準値	R2	R3	R4	R5	R6
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1	0.0005 未満				
トリクロロエチレン (mg/l)	0.01	0.002 未満	0.0005 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.002 未満
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01	0.0006	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満

### (4) 水産加工場排水の状況

1日の排水量が50m<sup>3</sup>未満の水産加工場の排出水の水質調査を年1回実施しています。

なお、結果が参考基準値を超えた場合には、原因や改善策について報告を受けています。

## 2. 大気関係

### (1) 酸性雨の状況

酸性雪は、化石燃料の燃焼や火山活動等から発生する硫黄酸化物 ( $\text{SO}_x$ ) や窒素酸化物 ( $\text{NO}_x$ ) 等が大気中の水や酸素と反応し酸性物質が生じることにより起こる現象です。

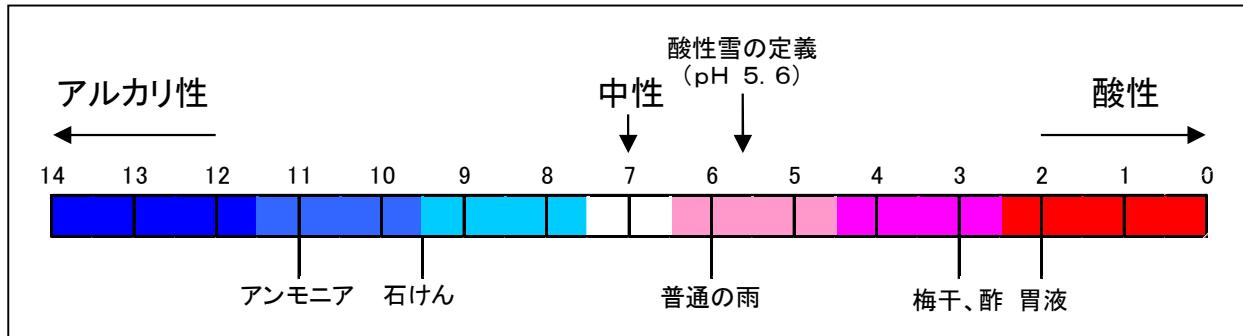
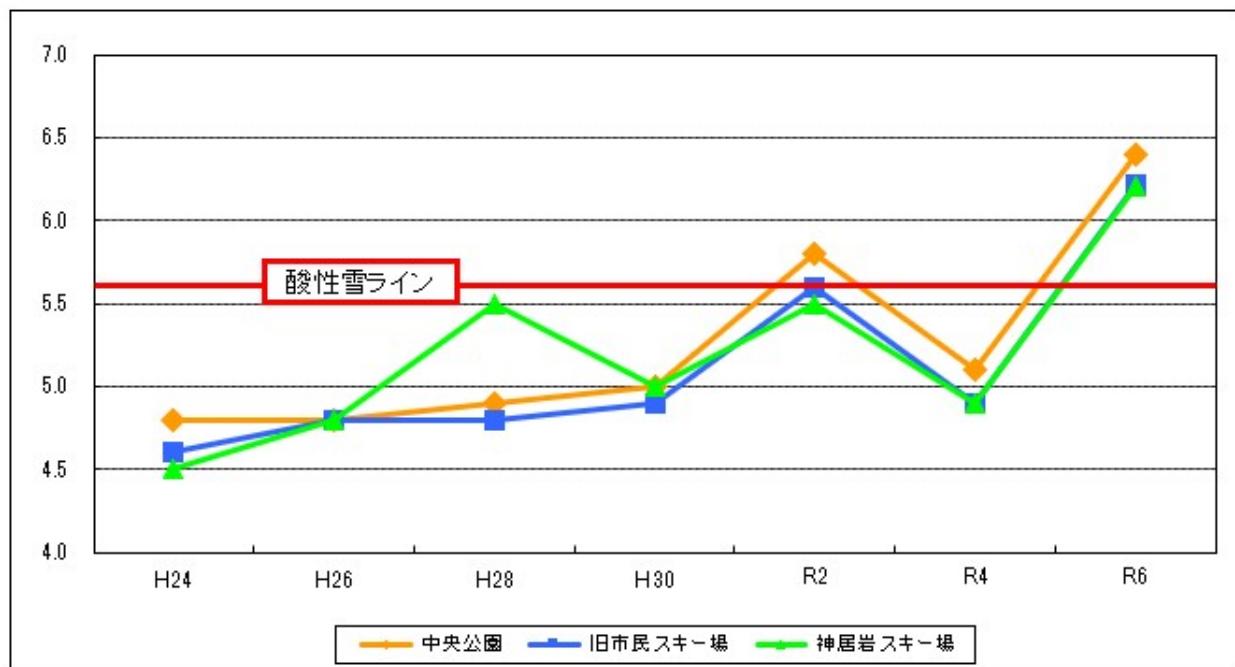
雪解け水に酸性物質が濃縮して含まれていると植物の成長や水系の動物に悪影響を及ぼすことなどが懸念されています。

留萌市内では旧市民スキー場、中央公園、神居岩公園の3地点において、2年に1回2月に調査しています。

ここ数年は各地点において酸性傾向が続いております。



【図2-1 酸性雪調査結果の推移 (pH)】



## (2) スパイクタイヤ等装着率実態調査

昭和50年代、スパイクタイヤの使用が原因で、粉じんによる大気汚染や舗装路面の損傷などが社会問題となつたことから、平成2年6月に「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」が施行され、留萌市は平成6年度に同法律第5条に基づく地域に指定されました。

緊急車両等を除き、スパイクタイヤの使用は積雪や路面凍結に限られており、平成16年度よりタイヤの溝に装着した金属類（ピン等）もスパイクタイヤに該当するとされています。

留萌市では、令和2年度までは11月から3月、令和3年度は1月から3月の間、市内3か所において月1回のスパイクタイヤ等装着状況実態調査を実施していますが、ここ数年間のスパイクタイヤ（装着式スパイクピン等を含む）装着率は1%未満で推移しています。

以上のことから道民のスタッドレス化は定着したとして、令和4年11月9日にスパイクタイヤ等装着調査の終了の通知により、本調査は令和3年度をもって終了しました。

【表2-6 スパイクタイヤ等装着状況実態調査結果】

年度別	スタッドレスタイヤ	スパイクタイヤ等	合計	スパイクタイヤ 装着率(%)
平成29年度	3,561	10	3,571	0.28
平成30年度	3,516	2	3,518	0.06
令和元年度	3,605	3	3,608	0.08
令和2年度	3,368	3	3,371	0.08
令和3年度	1,905	0	1,905	0.00

## 3. 騒音、振動関係

平成23年8月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、それまで都道府県が行っていた一般市の「自動車騒音常時監視」が、路線が所在する市に移管されたため、平成24年度からは留萌市において「自動車騒音測定・評価」を実施しています。

調査対象7路線（市内の国道・道道）10区間のうち、令和6年度は国道233号線（潮静）の1路線1区間の測定・評価を行い、それぞれ昼、夜間とも環境基準値以下となっています。

【表2-7 自動車騒音測定結果】

路線名	調査地点	測定値	
		昼	夜
国道233号線	潮静	64dB	54dB
環境基準値		70dB	65dB

#### 4. 土壤関係

土壤のダイオキシン類調査は、市内の各公園より 1 か所を選定し、2 年に 1 回実施していますが、これまで環境基準とされている 1,000 (pg-TEQ/g) を超えたことはありません。

【表 2-8 土壤のダイオキシン類調査】

実施年月日	実施場所	全毒性等量(pg-TEQ/g)
平成 21 年 10 月 21 日	神居岩公園	0.70
平成 23 年 10 月 21 日	黄金公園	0.35
平成 25 年 10 月 22 日	沖見公園	0.03
平成 27 年 11 月 17 日	錦町公園	0.66
平成 29 年 11 月 14 日	港北公園	5.10
令和元年 10 月 23 日	高砂公園	2.30
令和 3 年 10 月 14 日	船場公園	0.31
令和 5 年 10 月 25 日	浜中運動公園	1.70
環 境 基 準 値		1,000.00

#### 5. 悪臭関係

留萌市は、昭和 55 年 4 月 1 日より市街地のほぼ全域が悪臭防止法に定められている規制地域として指定されました。

その後、平成 17 年度に塩見町の一部が新たに加わるなど、規制地域の変更により、現在では留萌市内のほぼ全域が 3 段階ある区分の中で最も厳しい基準である A 地域(トリメチルアミンの場合 0.005 ppm) が適用されています。

#### 6. 公害苦情処理の状況

令和 6 年度に受理した公害苦情は 39 件ありました。

苦情の通報があった際は状況を確認し、場合によっては警察や消防など連携して対応しています。

【表 2-9 公害苦情数】

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大気汚染	2	2		4	
水質汚濁	19	16	3	2	3
騒 音	1				
振 動		1			
悪 臭	3	2	1	4	1
不法投棄	34	13	18	13	24
その他の	1		11	18	11
合 計	60	34	33	41	39

## 第3章 一般廃棄物の状況

### 1. 一般家庭ごみ収集実績

平成25年度より留萌市・増毛町・小平町で構成する留萌南部衛生組合による広域でのごみ処理が始まり、またごみ分別の種類も17種類から現在は23種類となっています。

一般家庭ごみの収集量は減少傾向にあり、令和6年度は約3,241トンで、現在のごみ処理方式となった平成25年度の約4,351トンから約1,110トン減少しています。

【表3-1 一般家庭ごみ収集量(トン)】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
可燃系埋立ごみ	463.3	459.5	449.4	425.6	421.9
不燃系埋立ごみ	1,031.1	1,001.1	978.8	892.3	876.1
生ごみ	915.7	886.2	840.0	811.2	768.6
粗大ごみ	55.5	58.6	57.9	48.4	52.2
資源系ごみ	かん・びん	237.1	228.8	213.3	200.7
	新聞紙・雑誌	322.0	323.7	307.0	277.5
	ダンボール	173.1	174.0	166.7	161.4
	紙パック	8.3	7.3	7.0	6.4
	プラ製容器	260.1	255.1	249.6	238.5
	ペットボトル	84.1	89.0	85.9	85.0
	紙製容器	92.8	93.0	91.9	87.2
	雑がみ	39.1	37.0	35.9	33.1
	発泡スチロール	2.8	3.1	3.1	2.8
	白色トレイ	4.2	4.0	3.3	3.2
	金属類	18.3	17.0	16.2	14.0
小計		1,241.9	1,232.0	1,179.9	1,109.8
危険ごみ		6.7	6.5	5.9	5.5
木くず		6.2	5.4	4.7	4.6
草		22.9	18.0	19.9	22.8
剪定枝		3.1	4.2	5.5	2.8
廃食用油		6.5	6.3	6.5	5.2
小型家電		50.4	22.8	18.9	27.9
合計		3,803.3	3,700.6	3,567.4	3,356.1
					3,241.2

【表3-2 總製品回収量(kg)】

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,580	642	646	964	475	633

# 留萌市の環境

令和6年度版

---

令和7年12月発行

発 行 留 萌 市

編 集 都市環境部環境保全課環境保全係

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地

TEL (0164) 42-1806

FAX (0164) 43-8778

URL <https://www.e-rumoi.jp>

Mail seikatukankyou@e-rumoi.jp

---